

2022年5月25日

契約監査会社 御中

契約研修機関 御中

(適合証明組織 御中)

JFS-A/B 規格 Ver. 3.0 の適用開始及び移行対応

一般財団法人食品安全マネジメント協会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下「協会」という）の活動にご支援ご協力賜り誠に有難うございます。

この度、弊協会は、JFS-A 規格 Ver. 2.0 及び JFS-B 規格 Ver. 2.0 を改定し、2022 年 3 月 31 日に JFS-A 規格 Ver. 3.0 及び JFS-B 規格 Ver. 3.0 を公表致しました。また 2022 年 5 月 25 日に JFS-B 規格 ガイドライン Ver. 3.0 Edition1.0 を公表し、JFS-A 規格ガイドライン Ver. 3.0 Edition1.0 につきましては、2022 年 7 月頃に公開することを予定しております。

今回の改定は、2020 年に改定した JFS-C 規格 Version 3.0 に対して、JFS-A 規格および JFS-B 規格を整合させることを目的としております。本規格の適用開始並びに契約監査会社・契約研修機関・適合証明組織の移行対応につき、下記のとおり通知致します。

敬具

1. 移行方針

JFS-A/B 規格 Ver. 3.0 は、ともに公表日である 2022 年 3 月 31 日に適用を開始する。

契約監査会社において、本規格の監査を行う準備ができ次第、本規格による監査を実施することができる。

JFS-B 規格については、2023 年 1 月 1 日以降に実施する監査はすべての監査を Ver. 3.0 による監査とする。

JFS-A 規格については、2023 年 3 月 1 日以降に実施する監査はすべての監査を Ver. 3.0 による監査とする。

上記期限までの間、被監査組織の要望等により初回監査・定期監査・更新監査・臨時監査のすべての監査において旧規格による監査も実施することができる。

2. 改定に伴う対応

2.1 契約監査会社の対応

1) 移行対応

契約監査会社は、JFS-B 規格は 2022 年 12 月 31 日まで、JFS-A 規格は 2023 年 2 月 28 日までに、Ver. 3.0 の規格要求事項及び本通知文書による移行要領について適合証明組織への通知を行う。また、この間、JFS-A/B 規格 Ver. 3.0 について、監査・適合証明活動に関わる要員への研修を実施するとと

もに、監査・適合証明関連文書の改定を実施する。監査会社内における準備ができ次第、Ver. 3.0 による組織への監査を実施することができる。(※監査開始前の協会への申請は必要としない)

JFS-B 規格は 2023 年 1 月 1 日以降、JFS-A 規格は 2023 年 3 月 1 日以降に実施する監査はすべて Ver. 3.0 による監査としなければならない。尚、この期限は監査日を基準とし、定期監査もしくは更新監査において移行監査を実施する場合、期限内に監査が完了していれば、適合証明組織の是正処置・判定が期限以降となる場合であっても、本規格への移行対応完了までの間、既存の適合証明を有効とすることができます。

2) 監査工数

定期監査もしくは更新監査において Ver. 2.0 から Ver. 3.0 への移行のための監査を行う場合、追加・修正された要求事項の確認のための工数として、工数を、事前文書監査・現地監査を合わせて少なくとも 0.1 人日追加しなければならない。

初回監査において Ver. 3.0 の監査を行う場合の工数は、「JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Ver. 2.1」(以下、「プログラム文書」という) に従う。

3) 適合証明情報の登録及び適合証明書の変更

監査会社は、定期監査もしくは更新監査において Ver. 2.0 から Ver. 3.0 への移行監査を行った場合、プログラム文書 4.12 に従い、JFSM-DB 及び適合証明書の登録事項の変更を行わなければならない。

監査会社は、適合組織が Ver. 3.0 の規格要求事項へ適合していると判定したときに、JFSM-DBにおいて、「登録組織情報」の「規格の Ver.」を「3.0」に変更するとともに、移行対応を監査した監査について「監査情報」の「計算監査工数からの増減の根拠欄」に JFS-A/B 規格 Ver. 3.0 へ移行に伴い事前文書監査・現地監査にそれぞれ何工数追加したかを記入する。

定期監査において Ver. 3.0 への移行監査を行った場合、適合証明書は、適用規格のバージョン番号及び監査員・判定員の氏名について、最新の情報に変更を行わなければならない。更新した適合証明書の有効期限は変更しない。但し、適合証明組織と監査会社の間で合意された場合は、適合証明書については、次の更新監査までの間、既に発行した適合証明書を利用することができる。次の更新監査までの間に移行以外の登録情報（製品群、セクター・サブセクター、適合組織名等）の変更が生じ、適合証明書の変更を行う場合は、その時点で適用規格のバージョン番号及び監査員・判定員の氏名も最新の情報に変更しなければならない。

2.2 契約研修機関の対応

「食品安全研修コース」及び「食品の製造（セクターE/L）監査研修コース」の研修機関は、研修資料を改訂するとともに、本規格の変更点を講師に周知させなければならない。

研修機関は、研修資料の改訂にあたり、「JFS-A/B 監査及び適合証明プログラム 監査員・判定員研修

コースに係る承認基準文書 ver.3.0」5.6.1に基づき、協会に変更の承認を申請しなければならない。協会は、カリキュラム、テキスト及び教材等について契約研修機関の Ver. 3.0 への適合状態を確認の上、承認をする。

協会により変更の承認がされ、研修機関内における準備ができ次第、Ver. 3.0 による研修を実施することができる。2023 年 1 月 1 日以降に実施する研修は、JFS-A/B 規格 Ver. 3.0 に基づく研修としなければならない。

2.3 JFS-A/B 規格 Ver. 2.0 の適合証明組織の対応

適合証明組織は、JFS-B 規格については 2023 年 12 月 31 日、JFS-A 規格については、2024 年 2 月 29 日までに計画されている定期監査または更新監査が、Ver. 3.0 への移行監査となることを踏まえ、協会が発行するガイドライン等を参照し、追加・修正された要求事項への対応を進める。

適合証明組織は、移行のための監査において、追加・修正された要求事項の確認のため、監査工数として事前文書監査・現地監査を合わせて少なくとも 0.1 人日の監査工数追加を承諾することが求められる。

参考) 移行対応スケジュール

	年	2022 年												2023 年											
	月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
基準文書の公表	JFS-A/B 規格 Ver. 3.0 の公表																								
	JFS-B 規格ガイドライン Ver. 3.0 の公表																								
	JFS-A 規格ガイドライン Ver. 3.0 の公表																								
監査会社・組織 JFS-B 規格	監査会社移行準備期間																								
	初回監査での Ver.3.0 の適用																								
	定期・更新監査での Ver.3.0 への移行監査																								
監査会社・組織 JFS-A 規格	監査会社移行準備期間																								
	初回監査での Ver.3.0 の適用																								
	定期・更新監査での Ver.3.0 への移行監査																								
研修機関の移行	JFS-A/B 規格 Ver. 3.0 の移行準備※協会への申請含む																								
	JFS-A/B 規格 Ver. 3.0 の内容による研修実施																								

以上